

防災ニュース

Fire Retardant News

巻頭言

安全・安心な社会の実現に向けて

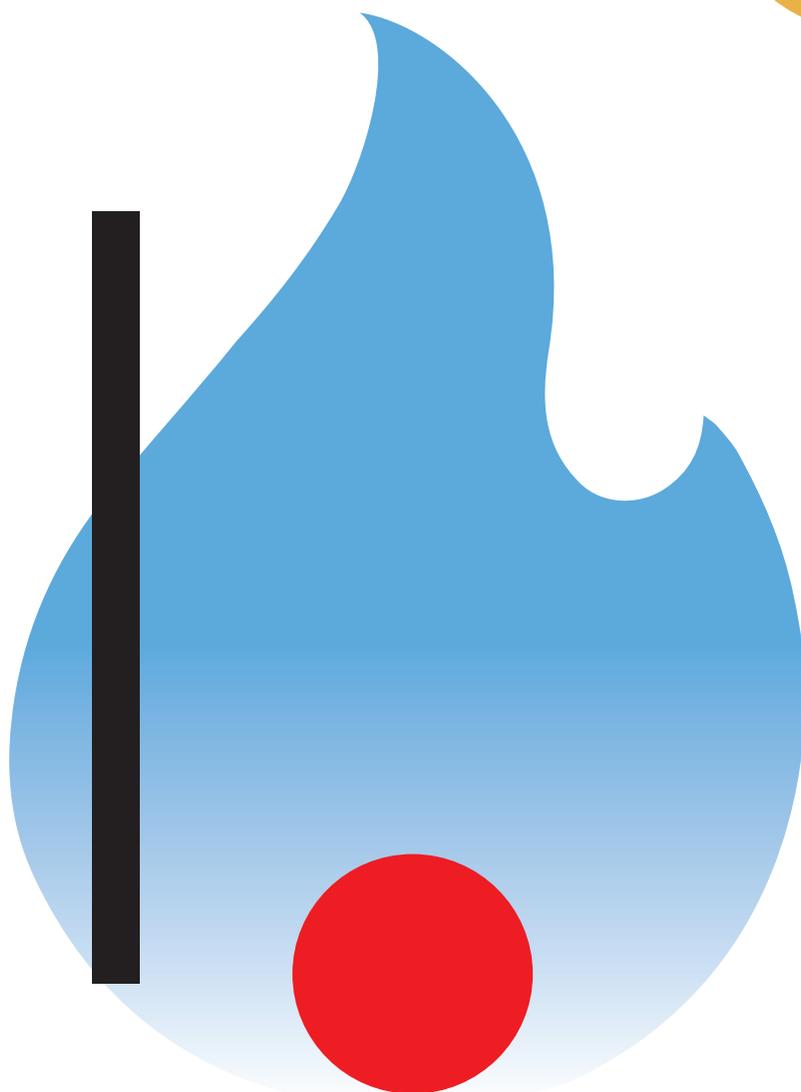
予防行政の取り組み紹介

高岡市消防本部の予防行政について

NO.

233

2023.7



公益財団法人 日本防災協会
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION



防災ってなに？
知りたい

防災講座 受付中

無償で講師を派遣します。
社員研修・職員の勉強会に
講習会・講演会にいかがでしょうか？
オンラインでの講座もご相談下さい。

問合せ先

公益財団法人 日本防災協会
Email : ishiwatari-h@jfra.or.jp
電話 : 03-3246-1661・0624
担当 : 石渡・松井

防災ニュース

Fire Retardant News

NO.

233

2023.7

目次

●巻頭言

安全・安心な社会の実現に向けて

全国消防長会 会長 吉田 義実 2

予防行政の取り組み紹介

高岡市消防本部の予防行政について

高岡市消防本部 予防課長 田中 秀和 4

火災と人的・社会的要因(6)

東京理科大学総合研究院 火災科学研究所教授 関澤 愛 9

連載 第2回 天よ 地よ 水よ 私たちは負けない

東北の底力 岩手県遠野市

道路環境プランナー 芥川 麻実子 16

防災講座を受講して

日光市消防本部(栃木県) 20

偽造防災ラベルが貼付された工事用シートについて

管理部 21

●協会からのお知らせ

- 1 株式会社オスカー 加藤英雄氏
黄綬褒章受章のお知らせ 23
- 2 令和5年度消防機器等関係者表彰について 24
- 3 令和4年度事業報告書及び決算報告書の概要 26
- 4 「避難所における防火対策に関する研究会」の報告書について 40
- 5 防災ラベル交付枚数の推移 49

●協会ニュース 50



巻頭言

安全・安心な社会の
実現に向けて

全国消防長会 会長 吉田 義実



令和5年4月17日付けで全国消防長会会長に就任いたしました。地域社会の安全・安心の確保のため、自治体消防の充実強化に全力を傾注していく所存でございますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人日本防災協会におかれましては、火災による被害を軽減するため、防災品等の品質確保とその普及促進に積極的に取り組まれるなど、多岐にわたり安全・安心な社会の実現に多大なご尽力をされていることに対しまして、心より感謝を申し上げます。

令和4年中の住宅火災による死者数を見ますと、65歳以上の高齢者の占める割合が4分の3以上を占めるに至っており、逃げ遅れや着衣着火により命を落とした方が多い状況です。今後も、社会全体の高齢化が一層進展することに伴い、住宅火災による死者数の更なる増加が懸念されます。

また、建築物の大規模化・複合化により超高層建築物が急速に増加しており、高層階や特定用途部分において防災物品が担う役割についても、これまで以上に高まっています。

このような状況を踏まえ、全国消防長会といたしましては、住宅火災による被害を低減するため、住宅用火災警報器の設置率の更なる向上と機器の更新・維持管理対策、防災製品の普及促進、たばこ火災防止キャンペーンの実施など、総合的な住宅防火安全対策に重点を置き、様々な機会をとらえ積極的に啓発してまいります。

また、防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底、事業者による初動対応能力の向上など、ソフト・ハード両面にわたる防火・防災安全対策を推進してまいります。さらには、消防力の強化や活動の安全性の向上に向けた消防隊員の装備品、消防機械器具等に関する性能、機能等の諸問題について、必要に応じて検討し対応してまいります。

近年は大規模な風水害や地震などの自然災害、危険物火災等の特殊災害や事故、さらにはテロ災害などあらゆる事態への対応とその備えが、我々消防機関に対して強く求められています。

今後も、地域住民が安心して暮らせる災害に強い安全なまちづくりの実現のため、関係各位とのより緊密な連携のもと、各種施策を推進してまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



予防行政の取り組み紹介

高岡市消防本部の予防行政について

高岡市消防本部 予防課長
田中 秀和

1 高岡市消防本部管内の概況

高岡市は、令和3年4月1日から氷見市の消防事務を受託し、新たな「高岡市消防」としてスタートしました。

両市とも富山県の北西部に位置し、1,000mを超える水深と豊富な水産資源で知られる富山湾に面しており、海岸からは富山湾越しに3,000m級の立山連峰の大パノラマを望むことができます。

高岡市には、国宝建造物に指定されている瑞龍寺と勝興寺があるほか、雅な桃山文化を今に伝える「高岡御車山祭」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、歴史的・文化的資産が数多く残されています。

また、氷見市には、冬の寒ブリをはじめ四季を通じて150種類以上の魚が水揚げされる氷見漁港や氷見温泉郷があります。

【管内面積】 440.11km²（高岡市209.57km² 氷見市230.54km²）

【管内人口】 208,798人（高岡市165,033人 氷見市43,765人）

【管内世帯数】 87,394世帯（高岡市69,958世帯 氷見市17,436世帯）

（令和5年4月1日現在）

2 高岡市消防本部の体制

当消防本部は、高岡市及び氷見市を管轄区域とし、1本部（総務課・予防課・警防課・通信指令課）、5消防署、3出張所の消防体制となっています。

職員数は276人（令和5年6月1日現在）であり、隔日勤務は2交代制としています。

平成26年に高岡市、氷見市及び砺波地域消防組合により「県西部消防指令セン



管内位置図



富山湾越しに望む立山連峰



国宝瑞龍寺



国宝勝興寺



高岡御車山祭



ひみ寒ブリ

ター」を当消防本部庁舎内に設置し、消防指令事務の共同運用を行っています。救急及び救急支援出動では、各消防本部の管轄区域にかかわらず、直近指令やゼロ隊運用を実施しており、現場到着所要時間の短縮を図っています。

現在、消防・防災活動の中核を担う消防本部庁舎の改築事業を進めており、大規模災害時の活動拠点として機能強化に取り組んでいます。

3 予防業務体制

当消防本部では、現在、消防本部予防課（予防係・危険物係・調査係）8人、各消防署（予防係・査察係）63人の体制で予防業務を担っています。

消防本部予防課は、火災予防に係る企画調整、消防署に対する違反是正や火災原因

調査の支援等を行い、消防署は、防火対象物の立入検査、消防用設備等の審査事務、建築同意事務、住民に対する防火指導等を行っています。

また、管内に石油コンビナート等特別防災区域を有しているほか、大規模化学工場が多数あることから、消防本部予防課と消防署が危険物施設の許認可事務や立入検査等で連携を図りながら、安全対策を推進しています。

4 住宅防火への取り組み

(1) 住民に対する防火啓発

当消防本部管内は、人口密度や高齢化率が高い地域、木造密集地域を多数有しているほか、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている地区も複数あります。これらの地域は、火災が発生した場合の延焼危険

が高く、それに伴い人的・物的被害が拡大する危険性があるため、当消防本部で「火災予防重点地域」を指定し、消火器や住宅用火災警報器の普及促進、火災発生時における近隣住民の連携態勢の構築等、地域ぐるみで防火施策を推進しています。

また、毎年、火災予防重点地域の中から優先的に「防火・防災マイタウン」として指定し、防火講習会等のほか、住宅防火・防災診断や火災・地震などに関する訓練、救命講習会等、年間を通じて各種行事を実施しています。これらの機会を活用して、防災製品の使用状況についても調査を行い、当該製品の有効性を広報しています。

(2) 高齢者世帯へのアプローチ

当消防本部では、高齢者世帯を対象に「住宅用火災警報器設置支援事業」を実施しています。

この事業は、依頼のあった世帯に対して住宅用火災警報器の種類、設置場所、設置個数等をアドバイスし、希望があれば機器の取付作業を職員が代行するものです。

また、職員が単身高齢者世帯を訪問し、防火・防災診断を実施しています。高齢者の方々と顔の見える関係を構築することにより、住宅用火災警報器の未設置世帯には設置を指導し、設置世帯では作動試験を行い、点検方法や維持管理について指導しています。

当消防本部管内では、全国同様に高齢化率のさらなる上昇が予想されることから、高齢者の防火・防災意識が一段と高まるよう、細やかな対応を徹底しています。

5 予防業務のデジタル化への取り組み

(1) 電子申請及びリモート立入検査

市民や事業者の利便性向上のため、令和4年4月から火災予防に関する一部の手續



リモート立入検査の様子

において電子申請の受付を始めました。スマートフォン等の身近なデジタルデバイスを活用することで、消防窓口に直接足を運ばずに手續が可能となり、行政サービスの向上に資することから、当消防本部では電子申請を積極的に進めています。

また令和4年12月からZoomを活用したリモート立入検査を導入しました。立入検査先で消防のデバイス又は検査関係者のデバイスを使用し、消防署で現地の状況を確認するものです。出向人数の削減により災害出動態勢を確保することができ、災害が発生しても検査を中断する必要がないので、消防、市民、検査関係者にメリットがあると考えています。

今後も、電子申請とリモート立入検査について広く周知していくとともに、絶えず変化する市民ニーズに対応していくため、予防業務のデジタル化に一層取り組んでいきます。

(2) YouTubeによる防火広報

防火講習会や消防訓練等での防火指導のほか、高岡市の公式YouTubeチャンネルを活用し、火災予防対策や出火時の対応に関する動画を積極的にアップロードしています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がきっかけで作成したのですが、アフター

コロナに移行しても市民による視聴のほか、自治会・事業所における講習会等で幅広く活用できるように、広報誌やリーフレット等にQRコードを掲載して啓発に努めています。

【高岡市消防本部デジタル講習会 現在公開中】

- ・消火器の使い方編
- ・ストーブ火災に備える編
- ・煙から避難せよ編
- ・住宅用火災警報器編
- ・電気火災編



公式YouTube
デジタル講習会
QRコード



ファイア・パーク

動を通して将来、消防団や自主防災組織など地域の防火・防災リーダーとして活躍できる人材の育成に努めています。

6 防火・防災教育への取り組み

幼児に対しては、マッチ、ライター、花火等に興味を持つ時期であることから、火の恐ろしさや正しい取り扱いをクイズ、寸劇、消防音楽隊の演奏等で楽しく、わかりやすく学んでもらい、火遊び等による火災の防止を呼び掛けています。

児童に対しては、将来における「生き抜く力」を養うために、小学校単位で「ファイア・パーク」を開催し、火災への理解を深める体験学習を通して防火・防災意識を高めています。てんぷら油火災等の再現実験、煙中体験、消火体験、防災グッズの作成体験等のコーナーを設けており、この活



幼年消防クラブの集い

7 火災調査への取り組み

当消防本部では、近年の火災件数の減少や職員の若年化に伴い、火災調査技術の低下が懸念されていたことから、火災件数の少ない署所の経験値を補うために平成30年度から「火災調査研修員制度」を導入しています。

この取り組みは、希望する職員のうち消防署長の推薦を受けた者を消防長が火災調査研修員として指名し、当該研修員が所属する消防署の管轄を超えて、消防本部管内全域の火災調査において研修を実施するものです。

令和5年4月までの6年間で延べ179名



火災調査研修

の研修員を指名し、現地研修のほか発掘、見分、鑑識・鑑定、写真撮影等について研修会を開催しています。

令和元年度には、消防庁長官から他団体の模範となる優れた予防業務であると認められ、予防業務優良事例表彰（優秀賞）を受賞しました。

今後も、火災調査員の知識・技術のレベルアップを図ることにより、生活様式の多様化や技術の進展等に伴う火災原因の複雑多様化に対応していきます。

8 消防音楽隊による広報活動

高岡市消防音楽隊は、昭和55年に県内初の消防音楽隊として発足しました。隊長、楽長、各パートの演奏者約30名で構成しており、出初式をはじめ市内各種行事に出演し、火災予防の普及・啓発を行っています。音楽隊員は、ほとんどが楽器の演奏経験がない状態で入隊し、勤務の傍ら練習を重ね、演奏技術の自己研さんに努めています。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により活動が制限されていましたが、令和5年5月に感染症法上の取り扱いが5類に変更されたことにより、コロナ禍以前のように演奏できる機会が増えました。



高岡市消防音楽隊

今後も、消防と市民の懸け橋となり、音楽活動を通して安全・安心に関する情報を発信していきます。

9 おわりに

近年、都市構造や生活環境は複雑多様化しており、これに伴い予防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。このことから、予防業務においては、高度で専門的な知識がより一層求められています。また、高齢化がさらに進展していく中で、住宅防火対策の充実強化は、引き続き重要な課題となっています。

高岡市消防本部では、市民からの信頼と負託に応えるため、予防業務従事者の人材育成を推進するとともに、行政サービスのさらなる向上を目指し、職員一丸となって取り組んでいきます。

火災と人的・社会的要因 (6)

～ 関東大震災の火災被害と教訓 (前編) ～

東京理科大学総合研究院 火災科学研究所教授
関澤 愛

1. 大規模地震時における火災被害の恐ろしさを教えた関東大震災

今年、1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災から100年である。関東大地震は、1703年に起きた元禄関東地震以来のM8（マグニチュード8）という再現期間200～300年クラスの相模トラフのプレート境界に沿って発生する相模トラフ巨大地震が220年ぶりに南関東地域を襲ったものであり、東京、横浜を中心に隣接地域に未曾有の被害を及ぼした。死者・行方不明者は推定10万5千人にのぼり、明治以降の日本の地震被害としては最大規模の被害となった。

表1は関東大震災による被害の集計¹⁾であるが、倒壊棟数でも合計37万棟と過去最大の被害となり、東京都（当時は東京府）以外にも神奈川県ほか関東地方全域に大きな被害をもたらした。とくに、関東大震災を特徴づけるのは、10万5千人の死者・行方不明者のうち火災による死者・行方不明者数が9万2千人と全体の9割近く（87%）を占めたことである。このように、地震によって引き起こされた多くの市街地延焼火災が甚大な人的被害をもたらしたという意味で、関東大震災は大規模地震時における火災被害の恐ろしさを教えた歴史的な震災として位置づけられる。

表1 1923年 関東地震の状況別被害集計[文献1)より]

地域	住宅被害棟数							死者数（行方不明者を含む）				
	全潰	非焼失	半潰	非焼失	焼失	流失埋没	合計	住宅全潰	火災	流出・埋没	工場等	合計
神奈川県	63,577	46,621	54,035	43,047	35,412	497	125,577	5,795	25,201	836	1,006	32,838
東京府	24,469	11,842	29,525	17,231	176,505	2	205,580	3,546	66,521	6	314	70,387
千葉県	13,767	13,444	6,093	6,030	431	71	19,976	1,255	59	0	32	1,346
埼玉県	4,759	4,759	4,086	4,086	0	0	8,845	315	0	0	28	343
山梨県	577	577	2,225	2,225	0	0	2,802	20	0	0	2	22
静岡県	2,383	2,309	6,370	6,214	5	731	9,259	150	0	171	123	444
茨城県	141	141	342	342	0	0	483	5	0	0	0	5
長野県	13	13	75	75	0	0	88	0	0	0	0	0
栃木県	3	3	1	1	0	0	4	0	0	0	0	0
群馬県	24	24	21	21	0	0	45	0	0	0	0	0
合計	109,713	79,733	102,773	79,272	212,353	1,301	372,659	11,086	91,781	1,013	1,505	105,385

(注) 住家被害棟数の合計は重複を避けるために非焼失分と焼失、流失・埋没との合計

関東大震災から100年を経た今日、筆者が危惧するのは、100年前と比べて中高層建物などの不燃建築物が増え都市構造が大きく変容し、消防力も格段に強化された現代の東京では、大規模地震が襲っても関東大震災と同じように延焼火災が多発し、人々が火災に追われて逃げ惑うような状況はもう起きないとの思いを抱いてはいないかということである。東京の都心部では確かに不燃化は進んではいるが、実際には環状7号線の周辺をはじめ、中央線沿線などいわゆる木造密集街区は周辺部に広範に広がっている。首都直下地震など、もし震度6強以上の地震が首都圏を襲った時に、阪神・淡路大震災時の神戸市長田区で起きたように消防力をはるかに上回る同時多発火災が発生した場合には延焼火災が起きるといえる可能性は否定できない。

政府によると、マグニチュード7程度の首都直下地震の30年以内の発生確率は70%とされる。しかし、それは30年後の話ではなく明日起きてもおかしくないということである。関東大震災から100年という節目を機に、この連載シリーズでは今回と次回の2回にわたって、関東大震災の火災被害をふり返り、今後への教訓を学ぶとともに、大規模地震時の同時多発火災のリスクにどう備えるべきか、その課題について述べることにしたい。

2. 震災前の東京の都市構造と消防体制

2.1 震災前の東京の都市構造

東京市の前身である江戸では、その3分の2（約40km²）が焼失した明暦の大火（1657年）をはじめ、行人坂大火（1772年）や丙寅大火（1806年）など大火が数年に1度は発生した。そのため、御三家などの移転による明地、焼け跡を空地とした火除地や広小路、橋詰めの整備などの防火改修が行われたが、それ以外の地域は概して道幅も狭く、木造密集の状況には大きな変化はなかったことから、このような防火対策も強風下における大火防止にはあまり効果を発揮しなかった。

しかしながら、明治維新から関東大地震までには、銀座レンガ街の建設（1870～75年）、東京を近代国家の中核とするための市区改正条例（1888年）、さらには全国の都市インフラと建物を整備するための都市計画法や市街地建築物法（ともに1919年）の施行などによって、レンガ造や鉄筋コンクリート造のビル、土蔵の建物が次第に増えつつあった。これらにより、東京では500戸以上焼失する規模の平常時の大火の件数は、明治期が36件であったのが、大正期には震災を除き4件と減少していた。なお、明治期における大火36件のうち、火災が起きたのは主に東京中心部周辺の神田区（10件）、日本橋区（7件）、浅草区（6件）などの木造密集地域であった²⁾。

2.2 震災前の消防体制と装備

消防は1873年から警察業務の一つとされ、警察を監督する内務省警保局が管掌し、その指導の下で各府県の警察部（東京は警視庁）が事務を担っていた。全国的には、市町村の負担で現在の消防団のように非常勤の職員からなる消防組をつくり、火災の際にはこの消防組が所轄の警察署長の指揮の下で消防活動にあたった。一方、東京、大阪、横浜などの大都市では、府県の警察部の下に常勤職員からなる消防署が置かれた。これらの都市では、1920年には消防ポンプ自動車がいられるようになっていたので、消防署や出張所

などに常勤の職員が2交代制で待機し、望楼での警戒や電話連絡を受けて消防車で出場するという体制が整えられていた。

関東大震災当時の警視庁消防部は、6消防署に824名の常備消防員を置き、ポンプ自動車38台、水管自動車(水管すなわちホースのみを積載している消防車)17台、はしご自動車5台、監督自動車、手曳(てびき)ガソリンポンプ、オートバイポンプ各1台を有していた。ポンプ自動車は各消防署、出張所、派出所におおむね1台ずつ配置されていた。

消防水利は、明治中期から東京、横浜ともに近代水道の利用が可能になり、水道には消火栓が設けられ、消防自動車も基本的にこれを利用した。また市部の消防組も従来の腕用ポンプに替えて、消火栓にホースを直結して水道の水圧を利用して放水するようになっていた。このような近代水道を利用した消防体制が整うと、江戸時代以来の東京や横浜の市街中心部が全滅するような大火は起きなくなった。一方、貯水槽、貯水池は工場の自衛消防の施設としては設けられていたが、公設消防の施設としてはなく、また自然水利を利用するための特段の施設も設けられていなかった。このように当時の東京の消防体制は最新の技術を活用する国内最有力の消防組織といえる水準にあったが、震災時の断水と火災の同時多発という事態は想定されていなかった。また、それに見合う装備と人員からは程遠いものであった²⁾。

3. 震災予防調査会による火災延焼動態調査

関東大震災における火災の延焼拡大状況を知るうえで特筆すべきは「震災予防調査会報告第百号(戊)火災編」³⁾であり、なかでも火災の延焼状況を知るうえで重要なのは、中村清二による「大地震による東京火災調査報告」⁴⁾である。これは東京大学物理学教室教授であった中村清二が陣頭指揮を執って、東京市(当時)における火災の出火箇所や飛び火の地点、またこれらの地点からの延焼の拡がりの時間的な経緯と延焼の方向などを現地踏査と聴取によりより調査し、火災延焼状況の実態を各項目に分けて報告書本文に54頁にわたって記述するとともに、これらを地図に詳しく記録して9枚の火災延焼動態図としてまとめたものである。この火災調査には、東京帝国大学理学部の物理学科をはじめ天文学科の学生有志36名が協力しており、その中には、後の震災対策に力を注いだ元気象庁長官和達清夫や元消防研究所長中田金市などがいた。ここでは、火災延焼動態図の一例として浅草周辺の一部を切り取った図を示す。(図1)図中で、丸印は出火地点、三角矢印は飛び火による出火地点、等高線のような表示は等時延焼線、そして矢印付きの湾曲している線は延焼方向を示している。等時延焼線には到達時刻が表示されており、その場所に何日目の何時に延焼範囲が及んだかを知ることができるようになっている。

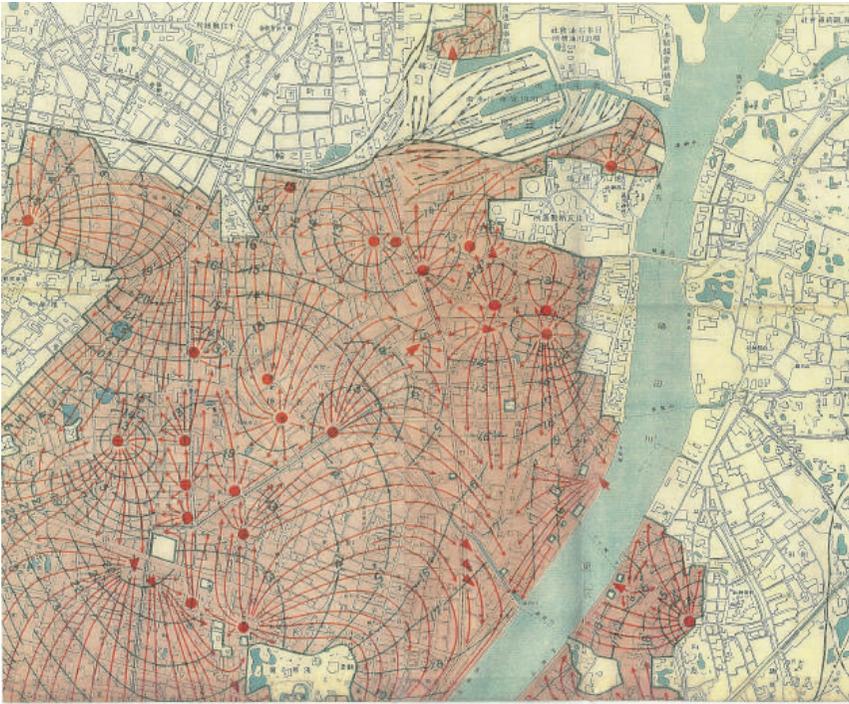


図1 延焼動態図の一部（浅草周辺）

[文献5)より部分抜粋]

※赤丸は出火点、三角矢印は飛び火出火地点、濃青色の矢印線は延焼の進んだ経路、そして等高線のような表示は等時延焼線を示している

4. 東京市における火災の延焼拡大と死者の発生状況

現在の我々は、関東大震災直後に作成された火災延焼動態地図における当時延焼線に記された火災前面の到達時刻の記録によって、関東大震災時の火災が時刻別にどのように延焼拡大したかを知ることができる。また、それをGISデータとして処理することによって、延焼の時刻別拡大状況を図化し、たとえば死者の発生状況などとの関係を考察することも可能である。100年前の先達による貴重な調査結果は、100年経過した現在にも大変大きな恩恵を与えてくれているのである。以下では、主に内閣府の「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書1923関東大震災」⁵⁾をもとに、関東大震災時の東京市における火災による被害状況をみてみよう。

震災当時の東京は、木造密集市街地が連なり、道路も狭く消防力も不十分であった。東京市では、9月1日11時58分の地震発生直後から同時多発火災が発生し、折り悪く強風が重なったことも禍し、それらの一部は大規模火災となって9月3日午前10時まで延々46時間にわたって延焼が続いた。震災予防調査会報告書を基に修正を加えて作成された東京震災録⁶⁾の値によると、全出火点134カ所のうち即時消し止め火災が57カ所で、消し残った77カ所が延焼火災となった。焼失面積は、当時の東京市の全面積79.4km²のうち34.7km²と43.6%にも達しており、本所区、神田区、京橋区、深川区ではほとんどの市街地が焼

失した。とくに浅草区北部、神田区西部、本所区では、軟弱地盤による地震動の増幅が木造家屋の倒壊を招き、そのことが延焼火災の同時発生という最悪の事態につながり、火災によって多くの犠牲者を出すという結果となった。

火災延焼動態図の等時延焼線より、それぞれの時刻の焼失範囲を図2に示す。図中にあるピンク色の部分は最終的な焼失範囲を、そして灰色部分はその時刻までに焼失した範囲を示しており、地震直後の出火点から次第に拡大していく様子がみとれる。地震発生後1時間後の13時には浅草区、神田区、本所区にある火災が拡がり始めている。15時にはこれらの火災が合流し、上記3区では区の過半が焼失している。そして16時には、4万人にもなる避難者が集まっていた被服廠跡地が火災に囲まれている。その後、深川区を加えて18時には火災が合流して周辺一帯が焼失した。一方、18時の時点でも、神田和泉町・佐久間町や浅草公園は周囲全てが火災に囲まれていたわけではなく上野公園方向への避難経路が残されていた。このように、火災延焼動態との関係でみると、火災危険の迫り方については地区によって大きな違いのあったことがわかる。

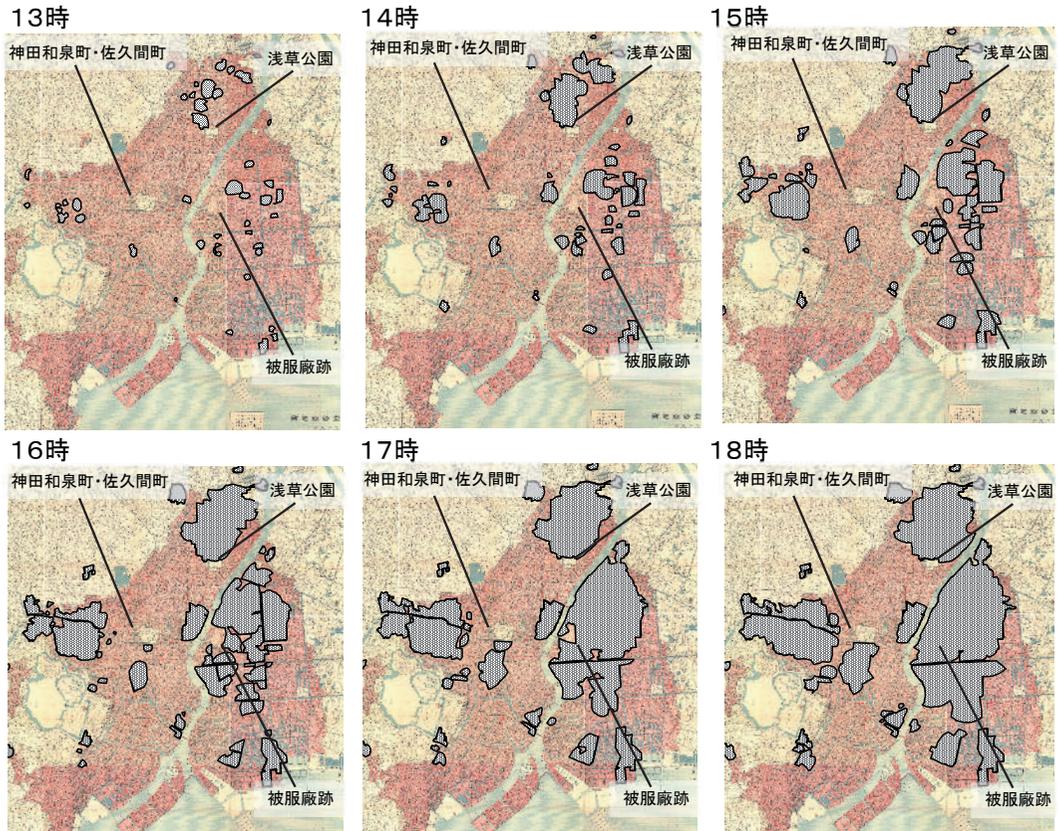


図2 時刻別延焼状況
[文献5)より西田幸夫作成]

※ピンク色の範囲が最終的な焼失地域、灰色の部分が当該時刻における焼失範囲を示す

火災延焼動態図に基づいて、火災による死者発生場所と焼失範囲について、9月1日17時の時点での延焼拡大の様子と死者発生の関係を見たものが図3である。図2と図3とを併せてみつつ、時間を追って火災による死者発生の状況を以下考察する。地震発生1時間後の9月1日13時には、当時の東京市の神田区南神保町、浅草区江戸町などで逃げ遅れによる死者が出始めたが、16時には、深川区、本所区の火災が合流して、太平町横川橋、枕橋、豎川河岸など河川や運河際で死者を発生させている。そして、17時には多くの人が安全だと思い込んで避難していた被服廠跡地で、四方向の周囲から迫る火災や火災旋風により約3万8千人の人が命を落とした。多数の死者が1つの場所で発生するのは17時頃までで、それ以降は少人数が散発的に亡くなっていることが図3から読み取れる。

関東大震災では、火災は2日間にわたって燃え続けたが、火災による死者の大半は地震発生から5時間後までに集中している。つまり、当時の神田区、浅草区、本所区などの密集市街地では、発災後まもなく同時多発した火災によって避難者が逃げ場を失って亡くなっており、これらの事実は震災時の同時多発火災を想定した避難場所の確保と早期の広域避難場所への誘導の重要性を物語っている。

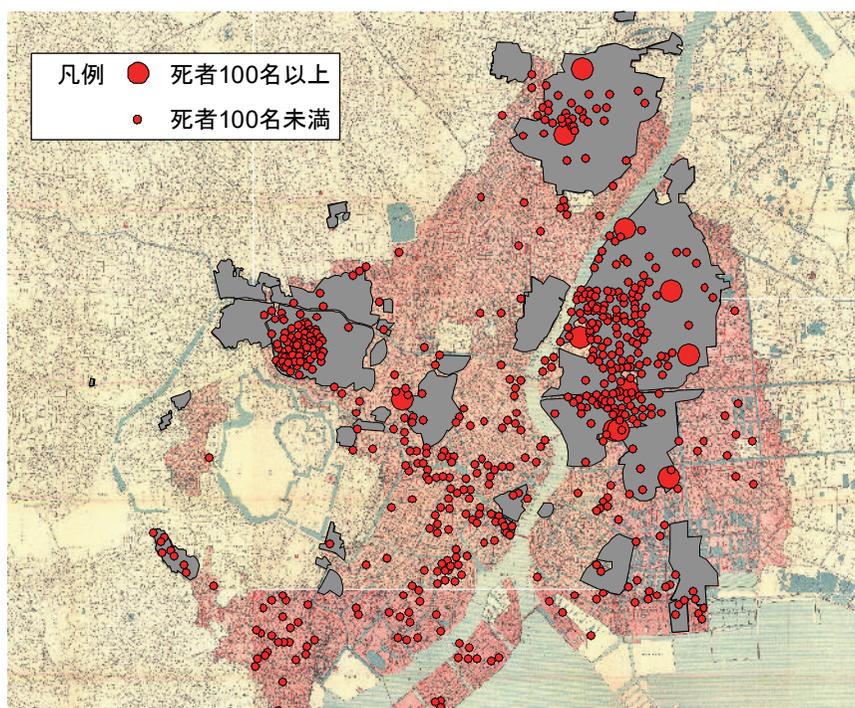


図3 死者分布と1日17時の延焼範囲

[文献5)および文献7)をもとに西田幸夫作成]

※ピンク色の範囲が最終的な焼失地域、灰色の部分は、1日17時までの延焼範囲

参考文献

- 1) 武村雅之：未曾有の大災害と地震学－関東大震災－，古今書院,2009.9
- 2) 鈴木淳：関東大震災－消防・医療・ボランティアから検証する，筑摩書房，2004.12
- 3) 震災予防調査会：震災予防調査会報告百号(戊)，1925.3
- 4) 中村清二：大地震による東京火災調査報告，「震災予防調査会報告」第100号戊，震災予防調査会，1925.3
- 5) 内閣府：災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1923関東大震災(第1編)，第5章火災被害の実態と特徴，2006
- 6) 東京市：東京市役所編，東京震災録，1926.3
- 7) 竹内六蔵：大正12年9月大震災による死傷者調査報告，「震災予防調査会報告」第100号戊，震災予防調査会，1925.3



連載
第2回天よ 地よ 水よ
私たちは負けない

東北の底力 岩手県遠野市

道路環境プランナー

芥川 麻実子



ミシミシと小さな音を床が発していた。早朝のことだったので頭はまわっていなかった。とっさに誰かが侵入してきたと身の危険を感じたが、ゆるやかな目覚めからそのはずはないと思いが巡り、反射的にテレビのスイッチを入れ驚愕した。そこに映し出されていたのは、白煙に包まれ、燃えさかる街並みと家々だった。阪神・淡路大震災。東京でも微動が感じられた大震災だったが、水の恐ろしさを知るようになった東日本大震災。写真家と共にとるものもとりあえず、2011年夏、たった1本の電話を頼りに東北へ向かった。



旅立ち

たった1本の電話。それは、つてを頼りに取材に応じてほしいと国土交通省東北地方整備局に申し出たものであった。当時マスコミの取材はシャットアウト。ただただ懸命に八王子の道の駅で9月の防災週間にパネル展を催すためと訴え、願いは受け入れられた。そして、思いもかけず多くの情

報や被災した自治体への紹介、出先の工事事務所などの現場への案内等の協力を得ることができた。悲惨な光景に胸が締め付けられる思いもしたが、岩手県では沿岸部のみならず、内陸の遠野市でも貴重な情報を得た。

東北人として

河童伝説や座敷わらしなど民話の宝庫である、岩手県遠野市。妖怪たちといっても恐ろしさより、彼らがもつコミカルな側面から人気の観光スポットである。とはいえ、東北の山間部のどの自治体も抱えている少子高齢化、若者の市外への流出という問題にも悩む自治体である。

それでも遠野市では、東北地方の一員としてなさなければならぬ使命感を持ち続けてきた。万が一の大災害に見舞われた時には、救援活動の拠点になろう。東日本大震災から遡ることおよそ10年前から、30年以内に90パーセントの確率でおこるといわれていた宮城県沖大地震に備えようと。遠野市は花崗岩からなる地質は安定していて、さらに防災ヘリで沿岸部まで15分という地の利を生かし、大地震、大津波の際には後方支援拠点となるべく、緻密な

計画を練っていた。そして大規模な演習を行うことも、必須事項として計画に盛り込まれた。そこに立ちはだかったのは、高齢住民という壁だった。

地震の予測は、あくまでも予測。予測に基づいて税金を使うとは何事かという声があがった。市では何度となく説明会を粘り強く繰り返した。「このまち」のためだけではなく、岩手県人、東北人としてやるべきことを。その願いは遂に住民の心を動かし、2008年秋、運動公園での大規模演習が実現した。

東北6県自衛隊全部隊、岩手・宮城の25市町の警察消防などの車両2,300台、航空機43機が集結して他に類をみない大演習には、地元住民も含めて18,000人が参加した。それから2年半後、2011年3月11日その日は来た。

ひとりの勇気から

大地震発生から14分後、遠野市は演習を行った運動公園を救済部隊受け入れのために開放した。しかし、市庁舎が破損し停電、さらに通信手段も無いまま職員が泊まり込みで沿岸部の状況を把握するためあらゆる手立てを尽くしていた。

ひとりの男性が市役所に飛び込んできたのは、日付が変わった午前1時過ぎのこと。

「大槌高校に500人が避難している。水も食料も何も無い。どうか助けて下さい」

国道は大津波で運ばれた瓦礫で全く通れない。遭難という危険も顧みず、真っ暗な中ふたつの峠を越えて男性は遠野市役所にたどり着いたのだ。山道なら通ることができる。ひとりの男性がもたらした情報と沿岸部の現状を遠野市に伝えたことによっ

て、市ではすぐさま救援の準備にとりかかった。

3月12日午前4時50分、物資を積めるだけ積んだ市の広報車は、小雪舞う中大槌町へ向かって出発した。人ひとりの勇気ある行動が多くを命を救ったのだ。

その後国道が開け、13日には釜石市、14日には大船渡市と陸前高田への物資の輸送が可能になった。当初は市職員自らが運転し、片道1時間半かかる沿岸部まで多い日には3往復し物資を届け続けた。また、市ではボランティア受け入れ窓口を開設し、ボランティアを送り込む拠点としての機能も果たした。

震災から2か月で、物資の搬送は250回。市民とボランティアによって手むすびされ

た「おにぎり」は、14万個。東北人として遠野市民は誇りを持ち、そして初めて情報をもたらした、ひとりの男性の勇気は称賛に価するであろう。

しかし、彼らは言う。

「人として、当たり前のことをしただけです」

【参考資料】

「遠野市沿岸被災地後方支援50日の記録」



遠野市大規模演習（2008年秋） 写真提供：遠野市



遠野市大規模演習（2008年秋） 写真提供：遠野市



遠野市大規模演習（2008年秋） 写真提供：遠野市



防災講座を受講して —防火管理者等へ向けた防災講座の開催—

日光市消防本部（栃木県）

日光市消防本部では、G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の開催に合わせ、令和5年5月17日（水）日光市今市文化会館にて日光市内の事業所に勤務する防火管理者を対象に防火管理者研修会を開催しました。

この研修会は、コロナ禍で落ち込んだ観光来訪者数の回復が見込まれるなか、6月24・25日開催されるG7会合を機に、防火管理の重要性を再認識してもらおうと「川治プリンスホテル火災（昭和55年11月20日発生）」の教訓を中心とした防火講話と、（公財）日本防災協会による防災講座を合わせて実施したものです。

研修会に参加した70名の受講者から、「防災品使用の重要性、必要性をあらためて確認しました。」などのご意見を頂きました。

防災品を知り、使うことは、防火管理の質を高める第一歩であることを伝え、関係各団体とともに安心・安全な国際観光文化都市を築きあげてまいります。



防火管理者研修会の風景（防災講座）

偽造防災ラベルが貼付された 工事用シートについて

管理部

先般、防災対象物品である工事用シートに当協会が交付した防災ラベルに酷似したラベル（以下「偽造ラベル」という。）が貼付され、販売された不適切案件が2件発生しております。

1件目は、本年3月に当協会にて確認された物です。消防庁長官の防災表示者登録を受けた者以外の事業者により製造・販売された模造品であり、製造者・流通経路は不明です。入手サンプルでは、必要な防災性能は確認されていますが、同ロット製品は防災性能を有しない可能性があります。この内容については、総務省消防庁より、関係組織に対して、注意喚起の事務連絡（令和5年3月29日消防庁予防課長事務連絡）が発出されており、また、当協会HPにも掲載させて頂きました。

2件目は、上記1件目の注意喚起により、工事用シート使用者より当協会に連絡を頂いた物です。前回同様、消防庁長官の防災表示者登録を受けた者以外の事業者により製造・販売された模造品であり、入手サンプルでは、一定の燃えにくい性能はあるものの必要な防災性能を有していない事が確認されています。当該品は、国内の販売事業者が中国より輸入して販売したものであり、現在、回収が進められています。この内容についても、総務省消防庁より、関係組織に対して、注意喚起の事務連絡（令和5年6月6日消防庁予防課事務連絡）が発出、当協会HPにも掲載させて頂きました。

尚、詳細内容につきましては下記内容、及び当協会HPを御参照下さい。

記

1. 偽造ラベルに用いられた消防庁登録者番号

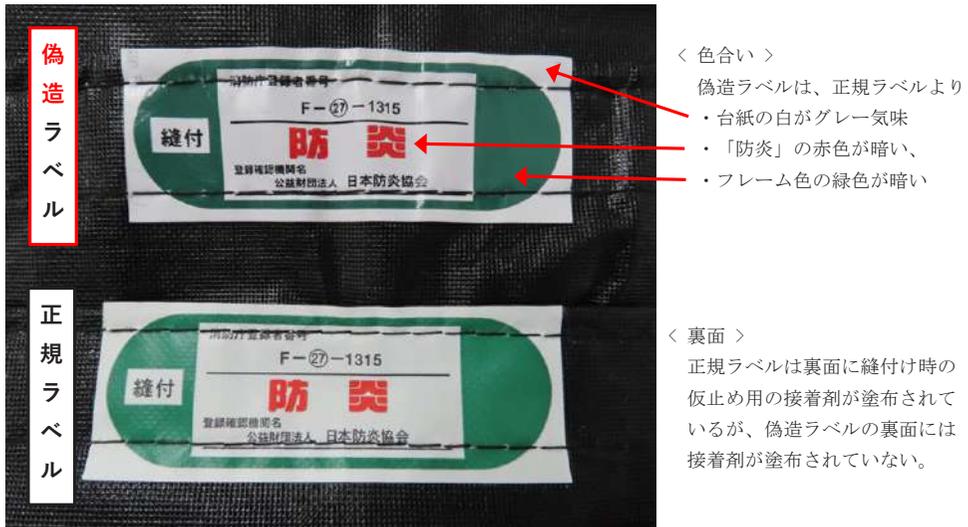
1件目：F-②⑦-1315

2件目：F-④⑦-1381

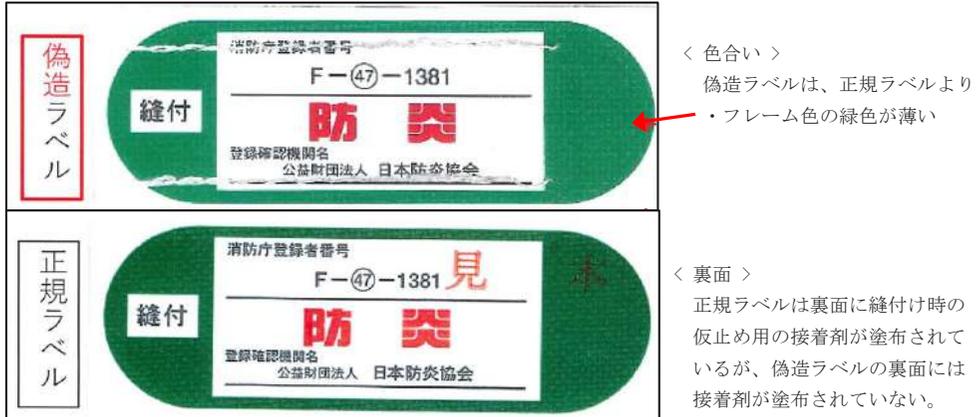
** 尚、これらの登録者番号は正規所有者の依頼により既に変更されています。

2. 偽造ラベルの特徴

1 件目：



2 件目：



3. 偽造ラベルに関する相談窓口

(公財) 日本防災協会 管理部 近藤、石井 Tel : 03-3246-1663

株式会社オスカー 加藤英雄氏 黄綬褒章受章のお知らせ

総務部

日本防災協会会員企業の二次加工部会の部会長であり、全国防災加工振興会会長の株式会社オスカー代表取締役・加藤英雄氏が令和5年春の黄綬褒章を受章されました。

同氏は、昭和38年、現在の株式会社オスカーの前身である加藤クリーニング有限会社に入社し、事業が拡大する中、自社で防災加工の技術開発に取り組む傍ら、カーテンへの防災加工の全国的な展開を促進するため、同社（株式会社オスカー）が中心となり、全国のクリーニング業者と共に全国防災加工振興会を設立し、全国で使用されている非防災のカーテンの防災化に大きく貢献されました。

この間、昭和59年10月に株式会社オスカー代表取締役社長となり、また、平成24年に理事、専務理事を経て、全国防災加工振興会の会長に就任、70数社の会員事業者を対象に研修会・講演会を実施し、防災加工の社会的意義を説き、品質の確保、技術の向上、二次加工でしかできない防災加工等の需要拡大に取り組み、社会の安全・安心に寄与するなどその功績は多大であります。

また、平成25年には当協会の評議員に就任され、運営全般について、積極的に意見・提案等を行い、当協会の適正な運営にご貢献いただいております。

これらの功績に対し、平成18年に（一社）全国消防機器協会会長表彰を受賞、また、平成21年に消防庁長官表彰（消防機器開発普及功労）を受賞されています。

- ・黄綬褒章 農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する方に与えられるものである。



株式会社オスカー 代表取締役
加藤 英雄 氏

令和5年度消防機器等関係者表彰について — (一社) 全国消防機器協会 —

総務部

令和5年度消防機器等関係者表彰式が令和5年5月31日(水) 明治記念館「末広の間」で開催され、消防機器、消防用設備等の分野でそれぞれ功績のあった方々が表彰されました。

消防機器等関係者表彰は、

- ①消防機器等に関する発明、考察又は技術の向上若しくは普及に貢献し、他の模範となる者
- ②企業等の近代化又は経営の合理化に努め、他の模範となる者
- ③協会又は正会員団体の業務の推進又は拡充に努め、その功績が顕著である者

を一般社団法人全国消防機器協会会長が表彰するもので、令和5年度は52名の方が受賞されました。



令和5年5月31日(水) 令和5年度消防機器等関係者表彰 於 明治記念館

このうち、防災関係での栄えある受賞者は次の8名の方々です。

令和5年度消防機器等関係者表彰受賞者(防災関係)

(五十音順)

受賞者氏名	所 属	役 職
植田 和彦	植田蚊帳株式会社	代表取締役
太田 匡彦	株式会社太田旗店	代表取締役社長
柿平 吉美	有限会社ケー・ジー・ケー	代表取締役
川鍋 道宏	日本通商株式会社	東京支店 課長代理
竹内 剛	広島県室内装飾事業協同組合	理事長
立花 克彦	丸竹コーポレーション株式会社	代表取締役社長
中村 武久	三重県室内装飾事業協同組合	理事長
野口 義明	山形県室内装飾事業協同組合	理事長

表彰式では、一般社団法人全国消防機器協会 金森賢治会長の式辞の後、同会長からそれぞれの受賞者に対して賞状が授与されました。次いで来賓を代表して、澤田史郎消防庁次長が祝辞を述べられました。



防災関係者の受賞者の方々と村上理事長
(左から柿平氏、植田氏、川鍋氏、村上理事長、野口氏、中村氏、立花氏)

令和4年度事業報告書及び決算報告書の概要

総務部

令和5年6月7日(水)に開催された第45回理事会(定時)において令和4年度事業報告書(案)及び決算報告書(案)などが審議され、原案どおり可決されました。次いで6月22日(木)に開催された第25回評議員会(定時)において令和4年度事業報告書が報告され、また、決算報告書(案)などが審議され、原案どおり可決されました。その概要は以下のとおりです。

令和4年度事業報告書

I 協会の概要

1 会員の現況

令和4年4月1日から令和5年3月31日における会員の異動状況は次表のとおりである。

表1 会員の異動状況 (単位：社、先)

区 分		入 会	退 会	令和4年度末
普通会員	団 体			14
	法 人	6	10	341
賛 助 会 員				5
合 計		6	10	360

2 理事会・評議員会の開催状況

令和4年度における理事会・評議員会の開催状況は次のとおりである。

(1) 第42回理事会(令和4年6月1日)

決議(承認)事項

- ・令和3年度事業報告書(案)について
- ・令和3年度決算報告書(案)について
- ・役員等候補者に関する情報について(案)
- ・役員の賞与について
- ・第23回評議員会(定時)の開催(案)について

報告事項

- ・令和4年度の職務執行状況について

- ・会員の異動について
- (2) 第23回評議員会(令和4年6月20日)
- 決議(承認)事項
- ・評議員会議長の互選について
 - ・令和3年度決算報告書(案)について
 - ・役員等の選任について
- 報告事項
- ・令和3年度事業報告書について
- (3) 第43回理事会(令和4年6月20日)
- 決議(承認)事項 *書面によるみなし決議
- ・理事長(代表理事)の選定について
 - ・業務執行理事の選定について
 - ・管理部長の任免について
 - ・総務部長の任免について
- (4) 第44回理事会(令和5年3月14日)
- 決議(承認)事項
- ・令和5年度事業計画書(案)について
 - ・令和5年度収支予算書(案)について
 - ・役員等候補者に関する情報(案)について
 - ・第24回評議員会(臨時)の開催について
- 報告事項
- ・令和4年度職務執行状況について
 - ・令和4年度決算見込について
 - ・会員の異動について
- (5) 第24回評議員会(令和5年3月23日)
- 決議(承認)事項
- ・評議員会議長の互選について
 - ・役員等の選任について
- 報告事項
- ・令和4年度決算見込について
 - ・令和5年度事業計画書について
 - ・令和5年度収支予算について

3 評議員・役職員の状況

評議員・役員及び職員の状況は次表のとおりである。

表2 評議員・役員の状況(令和5年3月31日) (単位:人)

区分	常勤	非常勤	合計
評議員		22	22
理事	5	10	15
監事		2	2

表3 職員の状況(令和5年3月31日) (単位:人)

区分	常勤	非常勤	合計
職員	42	2	44

4 行事等

(1) 防災関係功労者表彰関係

- ① 令和4年春の黄綬褒章において、令和4年4月29日付で協会関係の功労者1名の方が受賞された。
- ② 令和4年度の消防機器等関係者表彰((一社)全国消防機器協会会長表彰)において、令和4年5月31日付で協会関係の功労者8名の方が受賞された。
- ③ 令和4年度の消防機器開発普及功労者表彰(消防庁長官表彰)において、令和4年11月4日付で協会関係の功労者4名の方が受賞された。
- ④ 令和4年度の防災関係者表彰(理事長表彰)において、永年にわたり防災品の開発や普及に努め、防災関係の発展に多大な貢献をされた功労者20名の方を令和4年11月21日付で表彰した。なお、表彰式並びに祝賀会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

(2) 消防関係専門紙(誌)に対する業務説明会の開催

消防関係専門紙(誌)に対する令和4年度の業務説明会を、令和4年8月30日に開催した。

(3) 新年賀詞交歓会

会員相互の親睦と行政機関・諸団体との意見交換を目的とした新年賀詞交歓会を令和5年1月6日に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

(4) 部会の開催状況

会員が中心となって防災品に係る諸課題を検討する場である部会を、Web会議併用で開催した。

令和4年度の開催状況は次表のとおりである。

表4 部会の開催状況

区分	開催の状況
合板部会	令和4年9月14日
二次加工部会	令和4年10月12日
カーテン等・整染合同部会	令和4年11月17日
重布染色加工部会	令和4年11月24日
布張家具等部会	令和4年12月16日
寝具等部会	令和5年2月15日
防災薬剤部会	令和5年1月26日
広告幕部会	令和5年3月1日
じゅうたん等部会	令和5年3月10日

(参考) 消防・防災用品部会については、令和5年6月開催予定

II 事業

1 普及・広報業務(公益目的事業・収益事業1)

- (1) 防災品の普及促進
 - ① 防災の知識等を普及するための防災講座をWeb会議形式での開催を含め83回開催した。
 - ② 第49回国際福祉機器展H.C.R.2022(10月:東京都)に参加し、防災品の普及広報を推進した。
- (2) 消防関係機関等との協力・連携関係の強化
 - ① 消防機関等が住民向け広報活動で使用する資機材・防災品等の提供・貸与を行った。
 - ② 住宅防火対策推進協議会主催の「令和4年度住宅防火防災推進シンポジウム」及び「ケーブルテレビ事業」に参加し、防災品の広報を実施した。
 - ③ 全国消防長会等が主催する各種会議に参画し、防災に関する情報提供を行った。
 - ④ 東京消防庁及び政令市の消防局予防担当部長等を委員とする予防広報委員会を令和4年7月28日にWeb会議併用で開催し、防災品の奏効事例等について情報交換を行った。
 - ⑤ (一社)全国消防機器協会の社会貢献事業に参加し、全国20か所の町会・自治会に防災製品(防災毛布)500枚を寄贈した。
 - ⑥ 内閣府の避難所における防火対策に係る指針を各自治体に送付し、周知を図った。
- (3) 広報媒体による防災思想の一般消費者等への更なる周知
 - ① 広報誌「防災ニュース」を4回(4月、7月、10月、1月)発行した。
 - ② 動画投稿サイトYouTubeのなかに「防災チャンネル」を設け、多くの方が閲覧できるよう配信している。

- ③ 当協会の創立60周年事業として記念誌「60年のあゆみ」を令和4年11月21日に刊行し、会員及び消防関係機関等へ配布した。

2 試験・技術業務

(1) 試験業務

① 防災物品等の格付試験(公益目的事業)

防災表示者からの申請による防災性能を有することを確認するための試験(格付試験)を次表のとおり実施した。

表5 防災物品等の格付試験実施状況 (単位: 件)

防災物品等の種類	令和4年度	令和3年度
カーテン	920	701
布製ブラインド	108	154
工事用シート	85	80
合板	9	10
じゅうたん等	809	922
防災薬剤	0	7
合 計	1,931	1,874
前 年 度 比(%)	103	—

(注) カーテンにはカーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

② 防災製品の格付試験(収益事業1)

防災製品の認定のため、防災性能を有することを確認するための試験(格付試験)を次表のとおり実施した。

表6 防災製品の格付試験実施状況 (単位: 件)

防災製品の種類	令和4年度	令和3年度
テント・シート・幕類	388	473
寝具類	36	40
防災頭巾等	12	5
非常持出袋	6	2
防護用ネット	31	17
祭壇・祭壇用白布・マット類	10	11
自動車・オートバイ等のボディカバー	4	1
木製等ブラインド	24	5
衣服類	1	0
防火服・活動服・作業服	0	1
ローパーティションパネル	21	20

防災製品の種類	令和4年度	令和3年度
災害用間仕切り等	1	3
襖紙・障子紙等	0	9
展示用パネル	8	29
布張家具等	12	4
合 計	554	620
前 年 度 比(%)	89.4	—

③ 防災物品等の依頼試験(公益目的事業)

防災表示者の品質管理等のための防災性能試験(依頼試験)を次表のとおり実施した。

表7 防災物品等の依頼試験実施状況 (単位:件)

防災物品等の種類	令和4年度	令和3年度
カーテン	252	208
布製ブラインド	55	43
工事用シート	693	760
合板	2	6
じゅうたん等	772	744
防災薬剤	0	0
合 計	1,774	1,761
前 年 度 比(%)	100.7	—

(注)カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

④ 防災製品の依頼試験(収益事業1)

防災製品の品質管理等のための防災性能試験(依頼試験)を次表のとおり実施した。

表8 防災製品の依頼試験実施状況 (単位:件)

防災製品の種類	令和4年度	令和3年度
テント・シート・幕類	463	480
寝具類	17	24
防災頭巾等	18	14
非常持出袋	4	8
防護用ネット	36	22
祭壇・祭壇用白布・マット類	10	11
自動車・オートバイ等のボディカバー	0	4

防災製品の種類	令和4年度	令和3年度
木製等ブラインド	4	4
衣服類	8	7
防火服・活動服・作業服	0	1
ローパーティションパネル	19	5
災害用間仕切り等	0	0
襖紙・障子紙等	0	0
展示用パネル	15	14
布張家具等	16	25
合 計	610	619
前 年 度 比(%)	98.5	—

⑤ 防災品を取り巻く環境変化に応じた試験実施体制の強化（公益目的事業・収益事業1）

試験機器等の外部校正を、東京試験室、大阪試験室で実施し、試験結果の信頼性を確認した。

(2) 技術業務

① 防災品の開発及び防災性能基準の検討（公益目的事業・収益事業1）

ア 布張家具等部会のWGを開催し、パーティション一体型布張家具の製品認定等について協議した。

イ 有識者や消防関係者をメンバーとする「避難所における防火対策に関する研究会」を開催し、避難所における防火対策の在り方を取り纏めた。

ウ アウトドア用品（焚火台シート等）の防災製品認定の可能性について調査した。

② 情報提供等（公益目的事業・収益事業1）

防災薬剤に関し、適宜情報提供を行うべく継続して情報収集を実施した。

③ ISO関係（収益事業1）

ISO/ TC94/ SC14（消防隊員用個人防護装備）及びISO/TC38（繊維）の審議会に参画し、情報の収集並びに審議対応を実施した。

④ 防災物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況（公益目的事業）

防災物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況は次表のとおりである。

表9 防災物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況 (単位：件)

防災物品等の種類	新規登録件数	登録失効件数	令和4年度末有効登録件数		令和3年度末有効登録件数
				再登録件数	
カーテン	780	598	8,150	2,158	7,968
布製ブラインド	85	114	1,454	376	1,483
工事用シート	70	52	755	175	737
合板	9	10	173	60	174
じゅうたん等	673	604	7,878	1,907	7,809
防災薬剤	0	3	49	13	52
合計	1,617	1,381	18,459	4,689	18,223
前年度比(%)	101.3	110.2	101.3	101.4	—

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

- ⑤ 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況(収益事業1)
 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況は次表のとおりである。

表10 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況 (単位：件)

防災製品の種類	新規認定件数	認定失効件数	令和4年度末有効認定件数		令和3年度末有効認定件数
				認定更新件数	
テント・シート・幕類	288	224	3,495	382	3,431
寝具類	23	44	446	82	467
防災頭巾等	10	11	107	7	108
非常持出袋	2	3	41	6	42
防護用ネット	25	3	202	21	180
祭壇・祭壇用白布・マット類	8	9	57	5	58
自動車・オートバイ等のボディカバー	2	1	15	3	14
木製等ブラインド	1	2	36	6	37
衣服類	0	4	42	7	46
防火服・活動服・作業服	0	9	58	4	67
ローパーティションパネル	9	6	125	13	122
災害用間仕切り等	2	1	15	2	14
襖紙・障子紙等	1	1	28	2	28
展示用パネル	13	14	163	22	164
布張家具等	9	22	119	22	132

防災製品の種類	新規認定件数	認定失効件数	令和4年度末有効認定件数		令和3年度末有効認定件数
				認定更新件数	
合計	393	354	4,949	584	4,910
前年度比(%)	92.0	100.9	100.8	91.3	—

3 品質管理等業務

(1) 確認検査・審査の実施(公益目的事業)

登録確認機関として申請相談への対応及び品質管理に関する確認審査を行い、登録された件数は次表のとおりであり、全て標準処理期間内で審査完了した。

表11 品質管理に関する確認検査・審査の状況 (単位：件)

区分	令和4年度件数	令和4年度末登録件数	令和3年度件数
製造業	22	613	20
防災処理業	4	866	3
輸入販売業	37	973	31
裁断・施工・縫製業	342	32,963	399
合計	405	35,415	453
前年度比(%)	89.4	—	—

(2) 防災事業者による品質管理状況の点検強化の推進

自社における品質管理の適正化のための点検の実施及び品質改善の指導を行い、防災品の信頼性の確保及び品質の向上を図るために以下の取組を行った。

① 抜取・試買の実施

ア 防災物品の抜取や市販品の試買を行い、防災性能確認試験を実施することで事業者の品質管理状況を把握し、不適合発生事業者に対して品質改善指導を実施した。(公益目的事業)

表12 防災物品の抜取・試買(試験)の実施状況 (単位：件)

防災物品の種類	令和4年度実施件数			令和3年度実施件数
	抜取試験件数	試買試験件数	合計件数	
カーテン	348	153	501	452
布製ブラインド	21	0	21	16
工事用シート	47	4	51	37
合板	25	17	42	34
じゅうたん等	20	0	20	18
合計	461	174	635	557
前年度比(%)	—	—	114.0	—

イ 防災製品の抜取や市販品の試買を行い、防災性能確認試験を実施することで事業者の品質管理状況を把握し、不適合発生事業者に対して品質改善指導を実施した。(収益事業1)

表13 防災製品の抜取・試買(試験)の実施状況 (単位:件)

防災製品の種類	令和4年度実施件数			令和3年度 実施件数
	抜取試験件数	試買試験件数	合計件数	
テント・シート・幕類	109	0	109	92
寝具類	10	0	10	7
防災頭巾等	3	0	3	2
非常持出袋	1	0	1	1
防護用ネット	2	0	2	2
祭壇用白布・マット類	1	0	1	1
自動車・オートバイ等のボディカ バー	0	0	0	1
木製等ブラインド	3	0	3	2
衣服類	0	0	0	1
展示用パネル	0	0	0	1
布張家具等	1	0	1	0
合 計	130	0	130	110
前 年 度 比(%)	—	—	118.2	—

② 定期・随時調査の実施

ア 登録表示者に対する定期・随時調査の実施状況は次表のとおりである。(公益目的事業)

表14 登録表示者に対する定期・随時調査の実施状況 (単位:件)

区 分	製造業・防災処理業	輸入販売業	合 計
令和4年度実施件数	66	53	119
令和3年度実施件数	24	9	33

随時調査については、過去数年の抜取・試買の結果を基に重大不適合・不適合多発業者をリストアップし、品質管理改善を重点指導し、再発防止を促進した。

イ 防災製品認定事業所に対する定期・随時調査の実施状況は次表のとおりである。(収益事業1)

表 15 認定事業所に対する定期・随時調査の実施状況 (単位：件)

区 分	認定事業所
令和 4年度実施件数	48
令和 3年度実施件数	10

③ 裁断・施工・縫製事業者に対する指導（公益目的事業）

内装業者団体の協力を得て、また協会独自の開催により、裁断・施工・縫製業者に対する講習会を88回実施し、防災ラベルの表示・管理の重要性に対する再認識とその浸透を図った。

(3) 防災品ラベル等の交付業務

防災品ラベル等の交付に当たり、印字業務の効率化に努め、その発行を適正に、かつ効率的に遅延なく行った。

① 防災物品ラベル等の交付状況は次表のとおりである。（公益目的事業）

表 16 防災物品ラベル等の交付状況 (単位：千枚)

防災物品等の種類	令和4年度交付枚数	令和3年度交付枚数
カーテン	7,296	7,072
布製ブラインド	1,238	1,280
工事中シート	7,123	8,367
合板	763	567
じゅうたん等	1,347	1,364
防災薬剤	1	1
合 計	17,767	18,650
前 年 度 比(%)	95.1	—

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。千枚未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。

② 防災カーテンのトレーサビリティ確保のため、防災カーテンの製造事業者等に照会番号を記載した補助ラベルを15,906千枚支給した。（公益目的事業）

③ 工事中シートに貼付された偽造ラベルに関する情報を入手し、消防庁に報告。同庁から消防関係機関等へ注意喚起がなされた。

④ 防災製品ラベルの交付状況は次表のとおりである。（収益事業1）

表 17 防災製品ラベルの交付状況 (単位：千枚)

防災製品の種類	令和4年度交付枚数	令和3年度交付枚数
テント・シート・幕類	6,980	7,481
寝具類	633	634
防災頭巾等	558	520

防災製品の種類	令和4年度交付枚数	令和3年度交付枚数
非常持出袋	91	49
防護用ネット	333	333
祭壇・祭壇用白布・マット類	43	39
自転車・オートバイ等の ボディカバー	54	62
木製等ブラインド	30	18
衣服類	6	12
防火服・活動服・作業服	27	19
ローパーティションパネル	3	3
災害用間仕切り等	1	0
襖紙・障子紙等	0	0
展示用パネル	4	5
布張家具等	10	12
合 計	8,773	9,186
前年度比(%)	95.5	—

(注) 千枚未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。

(4) 防災事業者支援(公益目的事業・収益事業1)

登録表示者等を対象に東京試験室、大阪試験室において防災性能試験等実地講習会を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を中止した。

(5) 防災加工技術講習会(収益事業2)

① 防災加工専門技術者講習会の開催

防災加工専門技術者に必要な知識及び技能を習得するための講習会を実施した。講習会の受講状況は次表のとおりである。

表18 防災加工専門技術者講習会の受講等状況 (単位：人)

区 分	令和4年度	令和4年度末累計	令和3年度
受講者数	63	8,715	63
合格者数	63	7,142	59
合格率(%)	100.0	82.0	93.7

② 防災加工専門技術者再講習の開催

防災加工専門技術者講習修了証等の交付を受けた者が防災に関する知識及び技能の更新に対応できるようにするため、修了証取得後原則として5年ごとに受講する再講習会を実施し、合計149名(令和3年度126名)が受講した。

事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成しておりません。

公益財団法人日本防災協会

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	56,008,327	68,157,056	△ 12,148,729
未収金	66,967,025	63,364,135	3,602,890
前払金	2,299,800	2,380,240	△ 80,440
貯蔵品	18,031,827	18,218,675	△ 186,848
貸倒引当金	△ 683,000	0	△ 683,000
流動資産合計	142,623,979	152,120,106	△ 9,496,127
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	36,452,422	36,452,422	0
投資有価証券	633,547,578	633,547,578	0
基本財産合計	670,000,000	670,000,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当資産	105,739,225	130,258,354	△ 24,519,129
電子化システム整備等準備資産	76,487,500	76,487,500	0
特定資産合計	182,226,725	206,745,854	△ 24,519,129
(3)その他固定資産			
借室造作	18,027,003	18,751,159	△ 724,156
器具備品	12,756,526	15,498,587	△ 2,742,061
ソフトウェア	1,939,581	4,356,312	△ 2,416,731
敷金	41,877,204	41,877,204	0
長期前払費用	224,284	523,348	△ 299,064
破産更生債権	639,485	0	639,485
貸倒引当金	△ 285,340	0	△ 285,340
その他固定資産合計	75,178,743	81,006,610	△ 5,827,867
固定資産合計	927,405,468	957,752,464	△ 30,346,996
資産合計	1,070,029,447	1,109,872,570	△ 39,843,123
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	28,704,503	31,215,494	△ 2,510,991
未払消費税	9,457,300	11,154,000	△ 1,696,700
前受金	960,766	334,488	626,278
預り金	2,386,020	2,611,560	△ 225,540
賞与引当金	17,996,066	17,298,523	697,543
未払法人税等引当金	422,000	422,000	0
流動負債合計	59,926,655	63,036,065	△ 3,109,410
2 固定負債			
退職給付引当金	123,834,000	160,178,000	△ 36,344,000
固定負債合計	123,834,000	160,178,000	△ 36,344,000
負債合計	183,760,655	223,214,065	△ 39,453,410
III 正味財産の部			
1 一般正味財産	886,268,792	886,658,505	△ 389,713
(うち基本財産への充当額)	(670,000,000)	(670,000,000)	
(うち特定資産への充当額)	(76,487,500)	(76,487,500)	
正味財産合計	886,268,792	886,658,505	△ 389,713
負債及び正味財産合計	1,070,029,447	1,109,872,570	△ 39,843,123

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計		収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	防災物品 総合管理事業	防災物品 開発・管理事業	防災物品 開発・管理事業	防災技術 講習事業	共通			
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1) 経常収益								
①基本財産運用益	1,519,917					620,811		2,140,728
②受取会費	19,672,500					19,672,500		39,345,000
③事業収益	511,604,578	212,204,937		3,554,100				727,363,615
④雑収益	116,969	533,759		15,400				666,128
経常収益合計	532,913,964	212,738,696		3,569,500		20,293,311		769,515,471
(2) 経常費用								
①事業費用	549,791,580	197,996,815		4,558,232				752,346,627
②管理費用	549,791,580	197,996,815		4,558,232		17,135,366		17,135,366
経常費用合計	1,099,583,160	395,993,630		9,116,464		17,135,366		1,512,628,620
経常増減額	△16,877,616	14,741,881		△988,732		3,157,945		33,478
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収益計								0
(2) 経常外費用計	1,188	3						1,191
当期経常外増減額	△1,188	△3						△1,191
他会計振替額	12,700,000	△10,530,787		988,732		△3,157,945		0
税引前当期一般正味財産増減額	△4,178,804	4,211,091						32,287
法人税等充当額		422,000						422,000
税引後当期一般正味財産増減額	△4,178,804	3,789,091						△389,713
一般正味財産期首残高	550,802,176	118,420,723		3,430,652		214,004,954		886,658,505
一般正味財産期末残高	546,623,372	122,209,814		3,430,652		214,004,954		886,268,792
正味財産期末残高	546,623,372	122,209,814		3,430,652		214,004,954		886,268,792

「避難所における防火対策に関する研究会」の 報告書について

技術部

2022年7月より「避難所における防火対策に関する研究会」を開催し、「避難所における防火対策の在り方」として取りまとめましたので、以下に掲載いたします。なお、本報告書は、総務省消防庁及び内閣府の連名により、2023年3月28日付で「避難所における防火対策について(情報提供)」として、各都道府県消防防災主管課宛に情報提供が行われました。今後、本報告書が市町村等において広く活用され、避難所の防火対策が進む一助となれば幸いです。

第1 研究背景・目的

近年、避難所(※)において居住性・快適性・プライバシーの確保、新型コロナウイルスの感染防止等の観点から、段ボールベッドやパーティション等を導入する事例が増えているが(写真1,2)、一方で、これらの資材はいずれも可燃物であることから、火災に対するより高い安全性を確保する必要がある。

このため、(公財)日本防災協会は、(一社)避難所・避難生活学会、(一社)難燃材料研究会とともに令和3年6月より「避難所の総合的な安全性の確保を目的とする共同研究」を開始し、段ボールベッドやパーティション(写真3)について防災性能や快適性・居住性を評価した。その際、段ボールベッド自体の防災化には、コスト・備蓄性・皮膚への安全性等の課題があることから、段ボールベッドに防災毛布・シーツを併用することにより防災化を図ることとした。その結果、段ボールベッドに防災毛布・シーツを併用し、更に防災パーティションを使用することで、避難所の火災予防だけでなく生活の質の向上が期待できることが確認された。

これらの結果については、各都道府県及び各市町村並びに各消防本部に周知を図るとともに、各メディア等への情報提供や展示会における広報活動を行った。

今後は段ボール自体の防災化を含め、より具体的な資材の使い方・組合せ方法や使用環境演習を行い、特に寒冷期における暖房器具の使用に際しての危険性と、防災製品等の調達性・備蓄性等も考慮しつつ検討を進める必要がある。加えて、避難所の防火対策を総合的に検討し、今後の避難所の標準モデルを構築することが求められる。

一方、内閣府(避難所担当)が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(以下、取組指針)」が令和4年4月に改定され、次のような防火対策が示された。

12 防火・防犯対策

(1) 防火対策

- ① 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図ること。
- ② 火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示すること。
- ③ 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努めること。

(内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」より一部抜粋)

このような状況を踏まえ、取組指針で示された防火対策の詳細を示すことを目的に、以下の項目について研究を行い、「避難所における防火対策の在り方」として取りまとめた。

- 1 防火対策のための体制・備品等
- 2 毛布・シーツ等の防災化
- 3 避難通路・非常口の設置等
- 4 火気等の使用制限
- 5 消火器具の配置
- 6 その他の防火対策

なお、研究にあたっては各都道府県・市区町村における避難所の設置・運営に係るガイドライン等（以下、ガイドライン等）を参考とした。

※ 災害対策基本法に基づく、被災者が一定期間生活する場所としての指定避難所のことをいう。

第2 避難所における防火対策の在り方

1 防火対策のための体制・備品等

(1) 防火担当責任者

- 避難所に防火担当責任者を置き、必要な防火対策を行う。
- 防火対策としては、避難所の防火安全に係る遵守事項の周知徹底、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場等に放火されないための定期的な巡回警備のほか、火災発生時等における初期消火、避難誘導等が挙げられる。

(2) 防火対策のための体制づくり

- 防火対策を実施するにあたり、防火担当責任者の下、必要に応じて班を作る等の体制づくりを行う。

(3) 防火対策のための備品

- 防火対策の実施に必要な保護具（ヘルメット、軍手）及び警笛、拡声器、応急手当用品等を備えておく。
- 上記のほか、トランシーバー等の情報伝達機器や照明器具、ビブスや腕章等は、必要に応じて備えておく。

2 毛布・シーツ等の防災化

- 毛布・シーツ等のほか、カーテン（間仕切り使用を含む）やパーティション、テント等（写真4）については、防災性能を有するものを使用する。

3 避難通路・非常口の設置等（図1、2）

(1) 避難通路の設置

- 避難のための通路幅は、車いすの通行等を考慮し、原則として1メートル以上確保する。
- 通路部分は、夜光テープやLEDランタン等で明確に区分けし、通路や誘導方向を明示する。
- カーテンやパーティション等で居住スペースを区画する場合には、少なくとも各区画の開口部の一辺が通路に面するように配置する。

(2) 非常口の設置

- 非常口は原則として2か所以上設け、非常口である旨の表示を行う。
- 避難の際に特定の非常口に集中しないように、予め居住区画ごとに使用する非常口を指定する等の対策を図り、周知徹底する。

(3) 要配慮者対策

- 要配慮者の居住スペースは、可能な限り非常口付近に設定する。

(4) 喫煙所の設置

- 避難所内は禁煙とし、喫煙所を設ける場合には居住スペース内には設けない。
- 屋外に喫煙所を設置する場合には、非常口から離れた場所を指定する。

4 火気等の使用制限

- 石油ストーブ等の暖房器具を使用する際は、可燃物から必要な距離を取るほか、転倒防止措置を図る。
- カセットコンロ等の火気器具は、居住スペース内での使用は禁止する。
- 火気器具を使用できる場所や電源コーナー（充電や電気製品を使用できるコーナー）を設定する場合は、居住スペース以外の火災の危険の少ない場所とすること。
- 各居住スペースへ電気配線を敷設する際には、断線防止措置や歩行者のつまずき防止措置を講じるとともに、電気容量の厳守を徹底する。

5 消火器具の配置

- 屋内においては、避難所の全ての場所から歩行距離20メートル以内に1つ以上配置し、石油ストーブ等の火気使用場所や電源スペースにも配置する。
- 屋外においては、発動発電機等の火気使用場所や喫煙場所に配置する。

6 その他の防火対策

- カーテンやパーティション等で居住スペースを区画した場合は、各区画に区画内の禁止行為（「火気厳禁」）及び、火気・電気製品の使用ルールをわかりやすく示した案内等を掲示する。
- 上部が屋根等で覆われたテント状の区画においては、火災の早期覚知のために、住宅用火災警報器を活用することも考えられる。

- 発動発電機の燃料等の危険物を臨時的に取り扱うことが想定される場合は、あらかじめ所管の消防署と相談をしておくことが望ましい。

第3 各研究項目の説明等

1 防火対策のための体制・備品等

- ・ 防火担当責任者の名称について、「責任」という言葉のついた役職は避難者である住民にとって重すぎるのではないかとの意見が出されたが、取組指針で用いられている名称であり、既にガイドライン等で用いている地域もあることから、「防火担当責任者」の名称をそのまま用いることとした。
- ・ 防火対策のための体制として、班編成まで示しているガイドライン等も見られるが、各避難所の実情に応じた柔軟な体制づくりを行えるよう、班は必要に応じて作ることにした。
- ・ 防火対策のための備品については、必ず備えるものと必要に応じて備えるものに分けて記載した。

2 毛布・シーツ等の防災化

- ・ 取組指針に示す毛布・シーツのほか、プライバシーの確保等を目的とした間仕切りカーテン等の火災危険について意見が出され、カーテンやパーティション、テント等についても、防災化を図ることとした。
- ・ 段ボールベッド自体の防災化について検討すべきとの意見も出たが、現状では備蓄性及び皮膚への安全性等の課題があるため、段ボールベッドに防災毛布・シーツを併用することで防災化を図ることとした。

3 避難通路・非常口の設置等

- ・ 避難通路や非常口の設置等適切なレイアウトを、小学校の体育館（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条第3項に基づく面積（1学年3学級を想定）の体育館）をモデルとして検討した。
なお、今後の課題として、避難安全検証等が必要との意見も出された。
- ・ 食事スペースを居住スペースと同一フロア内に設けるケースがあることから、食事スペースの有無によって、レイアウト例を複数作成した。

4 火気等の使用制限

- ・ 寒冷地での電気毛布の使用等、各居住区画に電源を配置するケースがあり得るため、その際の出火防止対策として、断線防止措置や電気容量の厳守等を行うこととした。

5 消火器具の配置

- ・ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置工事を必要とする消防用設備等については、臨時に設置されることになる避難所には設置を求めないこととした。

6 その他の防火対策

- ・ 居住スペース内の住宅用火災警報器の設置について、火気使用に対する抑止力としても機能するため設置すべきではないかとの意見が出されたが、設置できる場所に限られるため、上部が屋根等で覆われたテント状の区画においては活用することも考えられるとした。
- ・ 発動発電機等の燃料である危険物を臨時的に取り扱うケースがあり得るが、その場合は消防法令が適用されることから、所管する消防署等と相談して対応することとした。

「避難所における防火対策に関する研究会」 構成員名簿

(敬称略 五十音順)

小林 恭一	東京理科大学総合研究院 教授 (座長)
大越 雅之	一般社団法人 難燃材料研究会 会長
秦 好子	主婦連合会 常任幹事
水谷 嘉浩	一般社団法人 避難所・避難生活学会 常任理事
山根 朋公	東京消防庁防災部 副参事(地域防災担当)
相葉 勲	千葉県消防局予防部 予防課長
室田 哲男	公益財団法人 日本防災協会 常務理事

<オブザーバー>

伊藤 靖晃	内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当)付 参事官補佐(避難所担当)
鈴木 祐樹	消防庁防災課 課長補佐
濱田賢太郎	消防庁予防課 課長補佐

<事務局>

公益財団法人 日本防災協会

写真1 令和元年10月の台風19号水害における長野市の避難所の状況



ベッド導入前の雑魚寝
(提供 (一社)避難所・避難生活学会)



ベッド導入後の生活空間
(提供 (一社)避難所・避難生活学会)

写真2 段ボールベッドやパーティションを用いた避難所設営状況

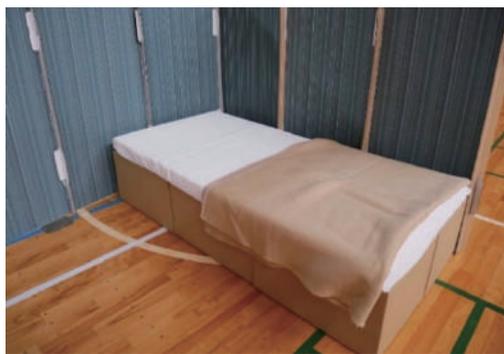


段ボールベッドによる避難所設営状況
(提供 (一社)避難所・避難生活学会)



パーティションによる避難所設営状況
(提供 東京都昭島市)

写真3 防災毛布・防災シートを活用した段ボールベッド、災害用間仕切り



段ボールベッド
(提供 (一社)避難所・避難生活学会)



災害用間仕切り(防災製品)

写真4 避難所における間仕切りの様子(テント、間仕切りカーテン)



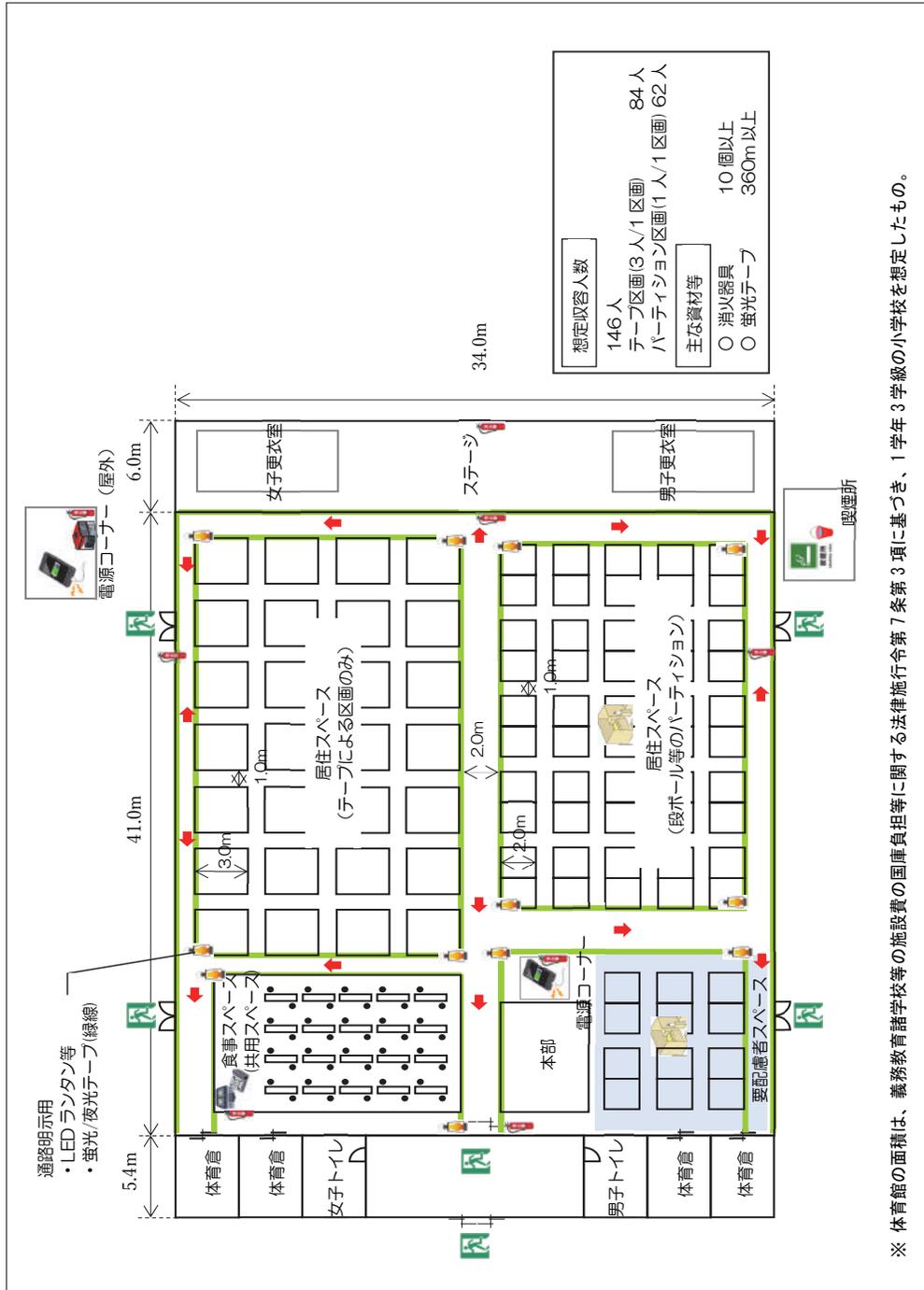
広島市の避難所でのテント設置状況
提供 広島市



倉敷市の避難所での設置状況1
引用 毎日新聞社ホームページ
(<https://mainichi.jp/>)

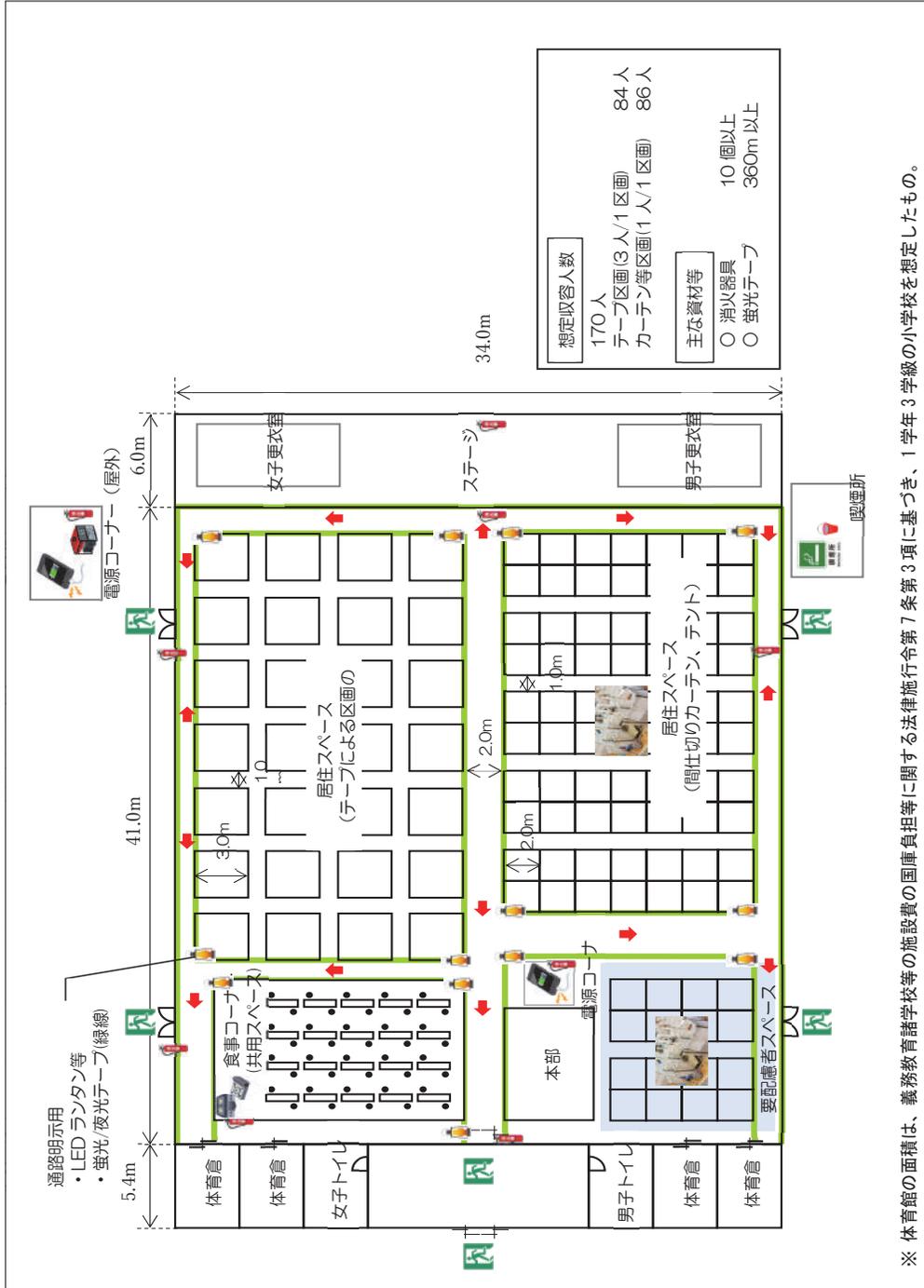


倉敷市の避難所での設置状況2
引用 奈良市ホームページ
(<https://www.city.nara.lg.jp/>)



※ 体育館の面積は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条第3項に基づき、1学年3学級の小学校を想定したものの。

図1 居住スペースと同一フロアに食事スペースを設けたレイアウト例
 (パーティション又はテープにより区画した居住スペースを併設した例)



防災ラベル交付枚数の推移

管理部

2019年上期から2023年上期（6月末現在）における主な防災ラベルの交付枚数の推移は以下のとおりです。

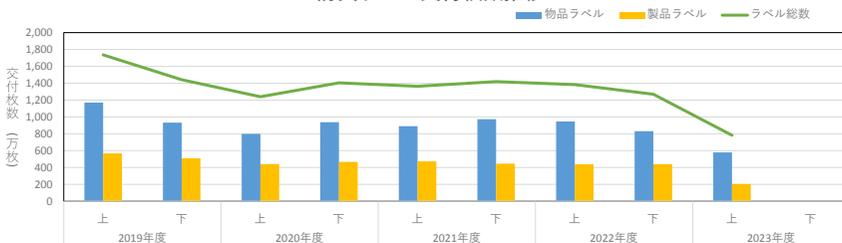
今年度の上期（6月末現在）の防災ラベル交付枚数は、昨年度に比べ6%増で推移しました。カーテン、工事用シートの回復が見込まれますが、テント・シート幕類の交付枚数は依然として落ち込みが続いております。

防災ラベル交付枚数推移（2019年上期～2023年6月末）（万枚）

	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
ラベル総数	1,737	1,442	1,240	1,405	1,364	1,420	1,384	1,270	783	
物品ラベル	1,170	932	799	937	891	974	946	831	580	
製品ラベル	567	509	441	467	473	446	438	439	203	

上:4月～9月 下:10月～3月

防災ラベル交付枚数推移

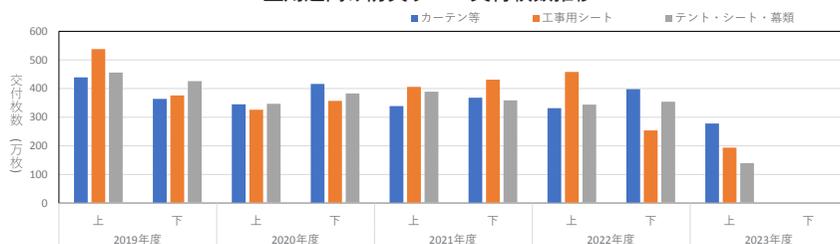


主用途向け防災ラベル交付枚数推移（2019年上期～2023年6月末）（万枚）

	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
カーテン等	439	364	345	416	339	368	331	398	278	
工事用シート	538	376	326	357	406	431	458	254	194	
テント・シート・幕類	456	426	347	383	389	359	344	354	139	

上:4月～9月 下:10月～3月

主用途向け防災ラベル交付枚数推移



1 協会人事異動

退任

令和5年6月30日

村上 研一（理事長）

室田 哲男（常務理事）

就任

令和5年7月1日

理事長 安藤 俊雄

常務理事 満田 誉

2 理事会・評議員会

第45回理事会（ZOOM併用）

〔日時〕 令和5年6月7日（水）

〔会場〕 アーバンネット神田カンファレンス

〔議題〕 (1) 令和4年度事業報告書（案）について

(2) 令和4年度決算報告書（案）について

(3) 役員等候補者に関する情報（案）について

(4) 役員の賞与について（案）

(5) 第25回評議員会（定時）の開催（案）について

第25回評議員会（ZOOM併用）

〔日時〕 令和5年6月22日（木）

〔会場〕 エッサム神田ホール

〔議題〕 (1) 評議員会議長の互選について

(2) 令和4年度決算報告書（案）について

(3) 役員等の選任について



消太

3 広報活動関係

(1) 全国消防長会・予防委員会

〔日時〕 令和5年5月23日(火)

〔会場〕 函館市

〔日時〕 令和5年6月2日(金)

〔会場等〕 山梨県消防学校

(2) 東京国際消防防災展2023

〔日時〕 令和6年6月15日(水)～18日(日)

〔会場〕 東京ビッグサイト

〔日時〕 令和5年6月2日(金)

〔会場等〕 東広島危険物安全協会

〔日時〕 令和5年6月9日(金)

〔会場等〕 青森県消防学校

(3) 防災講座

〔日時〕 令和5年4月27日(木)

〔会場等〕 さいたま市消防局

〔日時〕 令和5年6月9日(金)

〔会場等〕 常総地方広域市町村圏事務組合
消防本部

〔日時〕 令和5年5月10日(水)

〔会場等〕 熊野市消防本部

〔日時〕 令和5年6月15日(木)

〔会場等〕 宮崎県消防学校

〔日時〕 令和5年5月17日(水)

〔会場等〕 日光市消防本部

〔日時〕 令和5年6月16日(金)

〔会場等〕 大阪府立消防学校

〔日時〕 令和5年5月21日(日)

〔会場等〕 上山市消防本部

〔日時〕 令和5年6月19日(月)

〔会場等〕 東京消防庁消防学校

〔日時〕 令和5年5月23日(火)

〔会場等〕 相模原市消防局

〔日時〕 令和5年6月23日(金)

〔会場等〕 四街道市防火指導員

〔日時〕 令和5年5月25日(木)

〔会場等〕 西入間広域危険物防火安全協会

〔日時〕 令和5年6月23日(金)

〔会場等〕 宗像地区防災協会

〔日時〕 令和5年5月30日(火)

〔会場等〕 和歌山県消防学校

〔日時〕 令和5年6月26日(月)

〔会場等〕 山形県消防学校

〔日時〕 令和5年5月30日(火)

〔会場等〕 四日市市消防本部

〔日時〕 令和5年6月27日(火)

〔会場等〕 梅ヶ丘町内会女性部

〔日時〕 令和5年6月1日(木)

〔会場等〕 社会福祉法人清和会

〔日時〕 令和5年6月29日(木)

〔会場等〕 沖縄県消防学校

日時 令和5年6月29日(木)

会場等 緑火災予防協会

日時 令和5年6月30日(金)

会場等 大洲地区広域消防事務組合消防本部

4 防災ニュース編集委員会 (ZOOM併用)

日時 令和5年5月19日(金)

会場 協会会議室

5 月例会議関係

(1) 年度業務会議・月例会議

日時 令和5年4月18日(火)

会場 協会会議室

(2) 月例会議

日時 令和5年5月16日(火)

会場 協会会議室

日時 令和5年6月13日(火)

会場 協会会議室

防災物品試験番号・防災製品製品番号取得件数

令和5年4月1日～令和5年6月30日

区分	記号	品目	件数
防災物品等	A	カーテン	132
	B	布製ブラインド	26
	C	工事用シート	25
	D	合板	0
	E	じゅうたん等	275
	F	防災薬剤	0
合計			458

区分	記号	品目	件数
防災製品	A	寝具等側地	0
	AA	寝具等完成品側地	0
	CC	ふとん類	0
	DD	毛布類	3
	E	木製等ブラインド	2
	F	テント類、シート類、幕類	98
	G	非常持出袋	0
	HH	防災頭巾等	0
	HA	防災頭巾等側地	1
	HB	防災頭巾等詰物類	1
	J	災害用間仕切り等	0
	K	衣服類	0
	L	布張家具等	2
	P	布張家具等側地	0
	PA	布張家具等完成品側地	0
	R	自動車・オートバイ等のボディカバー	1
	S	ローパーティションパネル	1
	T	襖紙・障子紙等	3
	U	展示用パネル	1
	V	祭壇	0
	W	祭壇用白布	0
	X	マット類	2
	Y	防護用ネット	3
	Z	防火服	0
	ZA	防火服表地	0
	ZB	防火服用高視認性素材	0
ZK	活動服	0	
ZS	作業服	0	
合計			118

防災ニュース No.233

令和5年7月25日発行

(年4回発行)

発行人 安藤 俊雄
 編集人 仲田 忠司
 発行元 公益財団法人 日本防災協会
 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
 TEL 03 (3246) 1661 FAX 03 (3271) 1692
 印刷所 株式会社アイネット

業種別防災登録表示者数

(令和5年6月30日現在)

業種	製造業	防災処理業	輸入販売業	裁断・施工・縫製業	計
防災登録表示者数	615	865	978	33,037	35,495

防災ニュース

Fire Retardant News



本部

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-1-5 共同ビル 9 階
TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692

北海道事務所

〒060-0031 北海道札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 4-1 サン経成ビル
TEL 011 (222) 3928 FAX 011 (232) 2545

名古屋事務所

〒460-0015 愛知県名古屋市中区大井町 3-15 日重ビル
TEL 052 (321) 4344 FAX 052 (321) 4343

京都事務所

〒600-8177 京都府京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町 391 第 10 長谷ビル
TEL 075 (353) 4675 FAX 075 (353) 4676

大阪事務所

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 2-1-30 谷町八木ビル
TEL 06 (6947) 8844 FAX 06 (6947) 8846

九州事務所

〒810-0802 福岡県福岡市博多区中洲中島町 3-10 福岡県消防会館
TEL 092 (271) 4525 FAX 092 (284) 6350

東京試験室

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-1-5 共同ビル 1 階
TEL 03 (3510) 6214 FAX 03 (3510) 6254

大阪試験室

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 2-1-30 谷町八木ビル
TEL 06 (6947) 8845 FAX 06 (6947) 8846

本部直通

- **総務部** TEL 03-3246-1661
(総務、経理、広報業務)
- **管理部** TEL 03-3246-1663
(防災表示者登録、防災品ラベル交付、防災品の品質管理、防災加工専門技術者講習会業務)
- **技術部** TEL 03-3246-0624
(防災性能試験受付、試験番号登録・再登録、防災製品の認定、防災関係の各種相談)

協会ホームページ <https://www.jfra.or.jp>

